

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月4日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/dokuji.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に準じて行う高等学校等(同法第二条の高等学校等をいう。以下同じ。)を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対する学び直し支援金の支給に関する事務(以下「学び直し支援金の支給に関する事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第四条第一項 別表第一 第四項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に準じて行う高等学校等(同法第二条の高等学校等をいう。以下同じ。)を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対する学び直し支援金の支給に関する事務(以下「学び直し支援金の支給に関する事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)	大分県県立高等学校等学び直し支援金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	第一条 知事は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に基づき、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、大分県立高等学校(以下「県立高等学校」という。)に在学する生徒に対する大分県県立高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を交付するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		大分県県立高等学校等学び直し支援金交付要綱 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則